高野・熊野地域通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)育成及びスキルアップ研修 業務委託仕様書

1 業務内容

- (1) 業務名:高野・熊野地域通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)育成及びスキルアップ 研修業務
- (2) 契約期間:契約の日から2020年3月31日まで
- (3) 業務の仕様等

ア 語学研修

英検2級程度の英語力を有する者に対し、英会話の研修(10 時間(5時間×2日)) 業務を2回(紀北1回・紀南1回)行う。

但し、講師については、経験豊富な全国通訳案内士とし、日程は下記イ~エの研修の後に行うものとする。

イ コミュニケーション・ホスピタリティ研修

研修(2時間)業務を2回(紀北1回・紀南1回)行う。

但し、講師については、インバウンド受入実績の多い観光業関係者とし、外国人旅 行者の特徴、習慣、マナーに関する知識や、おもてなし精神に係る内容とする。

ウ 世界遺産地区の地理・歴史研修

研修(10時間(5時間×2日))業務を2回(紀北1回・紀南1回)行う。

但し、講師については、県世界遺産センター職員あるいは県文化遺産課職員とし、 世界遺産の概要、登録遺産の詳細、世界遺産の保存と管理、和歌山県世界遺産条例 等に係る内容とする。

工 旅程管理研修

研修(10時間(5時間×2日))業務を2回(紀北1回・紀南1回)行う。

但し、講師については、1日分は、観光庁長官の登録を受けた機関から派遣するものとし、国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容で、旅行者の移動の円滑化に関する知識、運送機関及び宿泊施設に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力等について行うものとする。残り1日分は、経験豊富な全国通訳案内士とし、ガイドとしての心得(ガイドの責任、役割など)に関する内容とする。

才 現場実習研修

研修(40 時間(5時間×8日(高野Ⅰ、高野Ⅲ、熊野古道Ⅰ、熊野古道Ⅱ、熊野古道Ⅱ、熊野古道Ⅲ、熊野古道Ⅳ、熊野古道Ⅳ、熊野古道Ⅳ、熊野古道Ⅴ)))業務を行う。

但し、講師について、高野 I ~Ⅲは高野を中心に活動している通訳ガイド、熊野 I ~V は熊野を中心に活動している通訳ガイドとし、総合的なガイドスキルや高野・熊野地域の歴史・文化に関する深い知識に加え、高野エリア、熊野エリアそれ

ぞれの携帯電話不感地域の把握や緊急避難先の確認等災害時や異常気象時における 対応に係る内容とする。

※〔研修場所例〕

高野 I (高野山内)、高野 II (高野 I 以外の高野山内)、高野 III (慈尊院、丹生官省府神社、丹生都比売神社)、熊野古道 I (滝尻王子~高原熊野神社)、熊野古道 II (牛馬童子口~近露王子~継桜王子~野中の清水)、熊野古道 III (発心門王子~水呑王子~伏拝王子~熊野本宮大社)、熊野古道 IV (神倉神社~熊野速玉大社~阿須賀神社~高野坂)、熊野古道 V (補陀洛山寺、大門坂~熊野那智大社、青岸渡寺~那智の滝)

カ 口述試験

語学の要件を満たし、かつ、イから才までのすべての研修(英検2級合格者についてはアから才までのすべての研修)及び普通救命講習に関する研修の受講を修了している者に対し、1人あたり10分程度の面接形式で研修の理解度、外国語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力についての試験を英語、フランス語、スペイン語、中国語の4言語において実施する。当試験は、2020年3月(予定)に行うものとする。

英語の試験委員は、4名とし、1名は現役の全国通訳案内士、3名は現役の英会 話教室講師等で、語学力と地元の観光に精通した者とする。

フランス語、スペイン語、中国語の各試験委員は2名ずつとし、各言語において 1名は現役の全国通訳案内士、1名は現役の外国語講師等で、語学力と地元の観光 に精通した者とする。

試験委員は、口述試験問題の作成及び合否判定に関する事務を行う。

なお、試験問題の作成及び合否判定の方法決定にあたっては、当課の監修を経るものとする。

キ スキルアップ研修

研修(25 時間(5 時間×5日(スキルアップ研修 I、スキルアップ研修 I、スキルアップ研修 I、スキルアップ研修 I、スキルアップ研修 I、スキルアップ研修 I、スキルアップ研修 I0)

但し、各言語(英語、フランス語、スペイン語、中国語)の高野・熊野地域通訳 案内士及び県内在住全国通訳案内士を対象とし、それぞれの研修場所において、外 国語によるガイドの実践を意識した内容とし、各言語(英語、フランス語、スペイン語、中国語)の外国人モニターを募り、言語別に分かれ案内する内容を含むものとする。指導員については、総合的なガイドスキルや高野・熊野地域の歴史・文化や和歌山県内の観光地に関する知識に加え、和歌山県内における通訳ガイドとして活躍されている方とし、研修場所は高野・熊野地域で3日、高野・熊野以外の県内観光地等で2日実施するものとする。

※〔研修場所例〕

スキルアップ研修 I (高野山内)、スキルアップ研修 II (神倉神社~熊野速玉大社~

阿須賀神社~高野坂)、スキルアップ研修Ⅲ(発心門王子~水呑王子~伏拝王子~熊野本宮大社)、スキルアップ研修Ⅳ(関西国際空港、和歌山城、紀州東照宮)、スキルアップ研修V(白良浜、円月島、三段壁、千畳敷)

ク 先輩通訳ガイドによる講義及びビジネスマッチング

講義及びビジネスマッチング(3時間)業務を5月に2回(紀北1回・紀南1回) 行う。

但し、高野・熊野地域通訳案内士及び県内在住全国通訳案内士を対象とし、講師については、高野地域で活動している通訳ガイド団体と熊野地域で活動している通訳ガイド団体の方の計2名以上とし、講義部分は団体や講師の活動状況、技能向上のための方法等に係る内容とする。ビジネスマッチング部分は、講師及び旅行会社、ホテル等の観光業従事者等と参加者又は参加者同士が通訳案内業務に関する情報交換等を行うものとする。

ケ 高野・熊野地域通訳案内士登録証交付式

新たに高野・熊野地域通訳案内士に登録する者を対象とした登録証交付式を2回 (紀北1回・紀南1回) 行う。

但し、日程は(3)クと同日に行うものとする。

コ 高野・熊野地域通訳案内士育成研修の参加者募集

和歌山県及びその周辺地域に対し、地域情報誌等 2 誌以上の媒体を用いて、広告を行うものとする。また、本研修を周知するためのチラシ(A4)1,000 部及びポスター(B2)10 部を作成し、配付する。

- サ 研修テキストの作成
 - (3) アからオまでにおける研修資料を1冊の冊子にまとめた研修テキスト参加者分(100名程度を予定)作成する。但し、(3) アのテキストは英語で作成し、それをフランス語、スペイン語、中国語に翻訳し、各言語(フランス語、スペイン語、中国語)参加者に配付するものとする。
- シ 通訳ガイドの県内学校等への派遣

高野・熊野地域通訳案内士及び県内在住全国通訳案内士のスキルアップ、高野・熊野の歴史的価値に対する地域啓発及び和歌山県版通訳ガイド制度周知のため、通訳ガイドを年間 10 回県内学校等へ派遣する。派遣する場所及び日程については、別途県の決定に従うものとする。

(4) 業務の内容

- ア (3) アからオまで、キからクにおける講師及び指導員、シにおける派遣者、カ における口述試験委員の選定、出演交渉、修了(合格)者の管理及びその他調整業務
- イ (3) アから工まで及びクからケにおける会場手配(50 人規模)及び会場準備等、 カにおける会場手配(口述試験会場2部屋、受験生待機室1部屋)及び会場準備等 ※アから工まで及びクからケの紀北会場は和歌山市、紀南会場は田辺市とする。

また、カの口述試験会場は和歌山市とし、それぞれの会場近くには駐車場が有ることが望ましい。

- ウ (3) アからオまで、キからコ及びシにおける資料作成(講師と協議のうえ作成するものとする)及びカにおける口述試験問題の作成(試験委員と協議のうえ作成するものとする)業務
- エ 開催日当日の企画運営業務
- オ 業務終了後の事業実施報告
- (5)業務実施にあたっての注意事項
 - ア (3) オ及びキにおける各研修には、必要に応じて受講者全員を収容できるバス を用意し、対応するものとする。
 - イ (3) イからオ及びクについては、研修内容の完全な深い理解を得ることを目的 としており、原則として日本語で実施し、キについては、研修の一部又は全部を 英語で実施するものとする。
 - ウ (3) アからオまで及びキからクの研修、ケの交付式、カの口述試験、シの派遣 事業には、県職員が立会う場合がある。
 - エ 各業務については県の決定に従うものとする。
- (6) 企画提案書に盛り込む内容
 - ア (3) アに係る予定講師の氏名・資格または経歴及び研修内容
 - イ (3) イに係る予定講師の氏名・資格または経歴及び研修内容
 - ウ (3) エに係る予定講師の氏名・資格または経歴(少なくとも1名は観光庁長官の 登録を受けた機関からの派遣とする。)
 - エ (3) オに係る受講者の送迎案(8日間の研修区間)及び雨天時及び緊急時の対応 案
 - オ (3) カに係る試験委員の氏名、資格または経歴及び想定試験問題
 - カ (3) キに係る受講者の送迎案(5日間の研修区間)及び雨天時及び緊急時の対応 案
 - キ (3) クに係る予定講師の氏名・資格または経歴及び研修内容
 - ク (3) アからエ及びクからケの会場及びカの口述試験会場
 - ケ (3) アからオまで及びキからコのスケジュール
 - コ (3) アからシまでの実施体制及び安全対策
 - サ (3) カに係る口述試験問題及びその評価基準
 - シ (3) コに係る2社以上の媒体案及び企画広告記事案